

公益財団法人富山県新世紀産業機構役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「財団」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、理事長及び専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当及び旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第17条及び第35条に定めるとおり、常勤役員に対してのみ報酬等を支給するものとし、非常勤の役員及び評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

2 常勤役員に対して支給する報酬等は、報酬及び期末手当とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬及び期末手当の額は、別表に定める額の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給方法は、財団の職員給与規程の例による。

(派遣職員である常勤役員の報酬等)

第6条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定による地方公共団体からの派遣職員である常勤役員の報酬等については、派遣元の地方公共団体の給与に関する条例を準用する。

(費用)

第7条 常勤役員には、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人富山県新世紀産業機構役員の報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

この変更は令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職名	報酬の額	期末手当の額
常勤役員	月額 600,000 円以内	年額 1,800,000 円以内